

セカンドライフ応援プロジェクト～お父さんのための“特別講座”～【第3クール】家庭編～お父さんのセカンドライフは家庭とともに～

セカンドライフの過ごし方のイメージを持っていない人のための特別講座です。今回は家庭編と題して家族と歩むセカンドライフの在り方を学びます。

と き ①2月3日(土)②17日(土)

③24日(土)
各日午後1時30分～4時
と ころ 安町ホーム和の家(安町)
対 象 どなたでも(セカンドライフを充実させたいと思う人)
定 員 各8人(要申し込み)
内 容 ①基礎講座(第2の人生を家族と考える)②ワークショップ(『終わった人』(内館牧子)読書感想交

換会)③実践講座(家族にモテるお父さんとは?人気のカフェ講座)
参加費 各1,000円
申し込み ①1月10日(水)から次へ70's Project担当:松尾
TEL090-3848-8676
ホームページ
<http://70s-project.com/>
(市民力推進課)

在学中または卒業して20歳になる人へ

これだけは知っておきたい国民年金の手続き

20歳

日本年金機構から国民年金の加入手続きの案内が届きます。

市役所1階市民課国民年金係(4番窓口)で国民年金の加入手続きをしてください(郵送でも手続き可)。

後日、年金手帳・国民年金保険料納付書が送付されます。年金手帳は生涯使用しますので、大切に保管してください。

収入がなく、国民年金保険料の納付が困難な人は、「学生納付特例」または「免除・納付猶予」の申請手続きができます。

保険料を納めない、学生納付特例または免除・納付猶予申請も利用しない。

納付書により保険料を納めます。保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアや郵便局などでも納めることができます。

後日、日本年金機構から審査結果通知(承認・却下)が送付されます。

障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

保険料を納める

口座振替やクレジットカード納付なら納め忘れがなく便利です。

・学生納付特例が承認されると、申請した年度の4月から翌年3月まで保険料の納付が猶予されます。申請は在学期間中、毎年必要です。
・免除・納付猶予が承認されると、申請した年度の7月から翌年6月までの保険料の納付が免除されます。

卒業

就職・厚生年金保険加入



就職後厚生年金保険に加入する場合は、勤務先が行う手続きによって自動的に加入しますので、本人が届け出する必要はありません。加入手続きには年金手帳が必要となります。

未就職期間

保険料を納めます。収入が少なく保険料の納付が困難な人は、保険料が免除または猶予される制度の申請手続きができますので、相談してください。

追納する

過去に免除の承認を受けた期間の保険料を10年以内に納める。

追納しない

過去に免除の承認を受けた期間の保険料を追納しない。

将来受け取る老齢基礎年金の年金額が減額されます。

納付した保険料は、将来、受け取る老齢基礎年金の年金額に算入されます。



納付した保険料は、将来、受け取る老齢基礎年金の年金額に算入されます。

学生納付特例承認期間または納付猶予承認期間は、老齢基礎年金受給資格期間に算入されますが、年金額の計算には入りません。追納した場合より老齢基礎年金の年金額が減額されます。

問 市役所1階市民課国民年金係 TEL25-5020、FAX25-5021

(市民課)

自転車盗多発中 必ず鍵(ツーロック)を掛けましょう! 亀岡警察署